

労働基準広報

No.2245 2026

7/21

CONTENTS

特集 カスハラ指針・運用通達・Q & Aの内容③（最終回）—— 7

特に悪質と考えられるものの対処方針 定め管理監督者を含む労働者に周知

（編集部）

●トピック／「外国人雇用管理指針」の改正—— 16

不法就労をさせた場合は入管法規定
の罰則が適用され得る旨などを追加

（編集部）

●クローズアップ 新法律問題—— 28

File 32「解雇紛争の解決の視点④ 整理解雇」

四要件（四要素）についての裁判例
における判断を押さえることが肝要

（弁護士・畔山亨（畔山総合法律事務所））

●ハラスメント防止措置Q & A③—— 36

特に悪質と考えられるカスハラ
への対処方針は必ずしも別に
作成する必要はない

（編集部）

●NEWS—— 1

◆ 厚労省「キャリアコンサルタント登録制度検
討会」／養成・更新講習等に関し年内とりまとめ

◆ 令和7年「労働災害動向調査」／100人以上
の「無災害事業所」割合55.9%に増加

◆ 第32回 過労死等防止対策協議会／厚労省
が労災請求件数増加要因の分析状況を報告

ほか

●わたしの監督雑感—— 26

岐阜・八幡労働基準監督署長 梅田健貴

●労務資料 令和7年の労働災害発生状況
（厚生労働省まとめ）—— 42

●本誌読者アンケート—— 47

●労働スクランブル 第516回（飯田康夫）—— 48

●今月の資料室—— 56

アンケートへのご協力をお願い致します（47ページ）

労務相談室

回答者

育 介 法〔管理職から育児・介護短時間勤務の申請〕役職手当の減額などは—— 50 弁護士・新弘江

労働基準法〔1年単位の変形労働時間制〕酷暑日予報あり直前の変更は—— 52 弁護士・田島潤一郎

賃金関係〔改正同一労働同一賃金ガイドライン〕守らないとどうなる—— 54 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます ▶ <https://rouki.chosakai.ne.jp/>